

＜産後ケアプロバイダー資格要件＞

1. 産後ケアプロバイダー(認定産後ケアプロバイダー・エキスパート認定産後ケアプロバイダー)について

産後ケアプロバイダーは、産後ケア施設において父母が日常生活の中で子育てを楽しむ実践できるように支援するとともに、入所中の児の保育、母親の産後復帰を支援する。一般社団法人日本子育て包括支援推進機構(本機構)が認定した研修を受け、認定審査に合格した者が認定産後ケアプロバイダーとする。更に施設の管理運営・維持のスキルを有する資格として、エキスパート認定産後ケアプロバイダーを認定している。

2. 求められる能力(コンピテンシー)

- (1) 養育者が自信をもって日常生活の中で子育てができるように支援が行える。
- (2) 妊産婦の産後の身体の回復と社会復帰を支援できる。
- (3) 新生児、乳児、両親、家族などと適切に接し、コミュニケーションをとれる。
- (4) 新生児、乳児の発育成長を評価できる。
- (5) 妊産婦と児の異常を発見し、適切な次の対応をとることができる。
- (6) 両親の育児の悩み、疑問、ニーズを理解し適切に支援できる。
- (7) 母子保健法、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律など関連する法律、および子育て支援関連制度について理解し産後ケアを実践できる。
- (8) 日常の生活と医療の安全、危機管理、および感染対策を理解し実践できる。
- (9) 産後ケア・子育て支援に係る記録を記載し、必要な情報を関係者と共有することができる。
- (10) 個人情報を適切に扱うことができる。
- (11) 倫理にそった産後ケアを実践できる。
- (12) 産後ケア施設を適切に運営できる。

3. 認定要件

- (1) 認定産後ケアプロバイダー: 高校卒業(卒業見込みを含む)以上の学歴を持ち、本機構の産後ケアプロバイダー研修の全ての単位を取得し、認定審査に合格した者
- (2) エキスパート認定産後ケアプロバイダー: 保健師、助産師、看護師および医師の資格を持ち、本機構が指定した単位を取得し、認定審査に合格した者

4. 認定コース単位および学修目標

A. 妊産婦と子どもの健康と疾病

①妊娠・出産・産褥期に生理的・精神的に大きく変化する母体、出生後急速に発育し変化する新生児・乳児について理解し、変化する母児の状況に応じた産後ケアを行うための知識と、それを応用する力を修得する。[コンピテンシー(2)(4)]

②妊産婦の異常あるいは新生児・乳児の正常な発育発達ではない状態、もしくは予兆に気づき、適切に自らが対応する。または専門の医療者の対応が必要であることを判断する実践力を修得する。[コンピテンシー(5)]

B. 育児の実践

①生後 1 年までの育児を行うことができ、育児を養育者に指導することを修得する。[コンピテンシー(1)]

②新生児、乳児の栄養について理解し、調乳、離乳食、乳児食の指導が行える。[コンピテンシー(1)]

C. 産後の養育者の支援

①育児上の悩みについて解決法や考え方を養育者に指導する実践力を修得する[コンピテンシー(6)]

②子育ての様々な社会的支援、虐待防止、子どもの教育について理解し、養育者に指導、説明する力を修得する。[コンピテンシー(6)(7)]

D. 養育者、児、同僚とのコミュニケーション

① 養育者、家族と対話を通じて意志を疎通し、支援指導する技能を修得する。[コンピテンシー(3)]

② 子どもと言語的、非言語的コミュニケーションをとる技能を習得する。[コンピテンシー(3)]

③ 産後ケア施設職員、関係者と相互理解し情報を交換できる言語的、電子的コミュニケーション力を修得する。[コンピテンシー(9)]

E. 産後ケア施設の運営

① 産後ケア施設の組織、機能を知り、ケアプロバイダーの役割を修得する。[コンピテンシー(12)]

② 施設の運営、および産後ケアに必要な文書を適切に作成し、取り扱う実践力を修得する。[コンピテンシー(9)]

③ ケアプロバイダーが受ける可能性のある過剰なクレームやハラスメ

ントに適切に対応し、自分を守るレジリエンスを獲得する。[コンピテンシー(12)]

F. 産後ケアに係る関連法規・制度、倫理

- ①産後ケア事業にかかわる関連法規を理解し遵守して産後ケアを実践できる。[コンピテンシー(7)]
- ② 子育て支援にかかわる社会的支援制度を理解し、両親に説明し疑問に答える実践力を修得する。[コンピテンシー(7)]
- ③医療倫理および個人情報保護について理解し、倫理を守り個人情報を適切に扱い産後ケアを実践することを修得する。[コンピテンシー(10)(11)]

G. 安全管理、危機管理、感染対策

- ① 育児における日常の安全および施設における安全管理を実践するとともに養育者に指導できる。[コンピテンシー(1)]
- ② 医療安全管理、危機管理の実践を修得する。[コンピテンシー(12)]
- ③ 感染防御、感染対策の実践を修得する。[コンピテンシー(8)(12)]

5. 認定研修時間

(1) 時間

- ・ A～G 各項目(7～15 時間)で構成される。

6. 必要単位

(1) 助産師、保健師、看護師、および医師の有資格者

- ・ C, D, E, F, G

(2) それ以外の者

- ・ A ～ G をすべて

7. 認定審査

(1) 審査方法

A. 書類審査

- ・ 認定申請の資格要件を満たしていること
- ・ 申請書（顔写真・国家資格の免許証の登録番号・登録日付などを含む）を審査
- ・

B. 学識審査

- ・ 産後ケアプロバイダーのコンピテンシー12 項目について試験を行う
(5 肢択一もしくは 5 肢択二問題)

C. 審査配点

- ・ 書類審査
- ・ 学識審査 100 点満点

D. 認定基準

- ・ 書類審査合格で、学識審査 80 点以上の取得者を認定する。
- ・

8. 認定有効期間および更新

(1) 有効期間 5 年

(2) 更新要件

- ・ 実務経験が 12 か月以上あること(常勤もしくは、非常勤は一週間に 8 時間以上)
- ・ 更新用 e-ラーニングを受講し更新試験(ウェブテスト)に合格すること
- ・ 更新料(受講料と認定料含む)